

国土強靱化、国土強靱化地域計画とは

国土強靱化とは、基本目標（次ページ参照）に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチで、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開するものです。

また、国が定める改正国土強靱化基本計画（令和 6 年 7 月）を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」を大鹿村で推進する計画が、大鹿村国土強靱化地域計画です。

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、大鹿村が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、大鹿村の住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができるむらづくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものです。

1 計画の策定趣旨

国は、令和 5 年 6 月に国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主要内容とする改正国土強靱化基本法（以下「法」という。）を成立させ、令和 5 年 7 月には、新たな国土強靱化基本計画が策定されました。また、現行の大鹿村国土強靱化地域計画のあらかじめ定めた期間が終了することから、5 年ぶりに「大鹿村国土強靱化地域計画」を改訂します。

2 期間

本計画の推進期間は、おおむね 5 年とします。また、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取り組みの進捗評価の結果、見直しが必要になった場合は、期間内においても適宜見直しを行います。

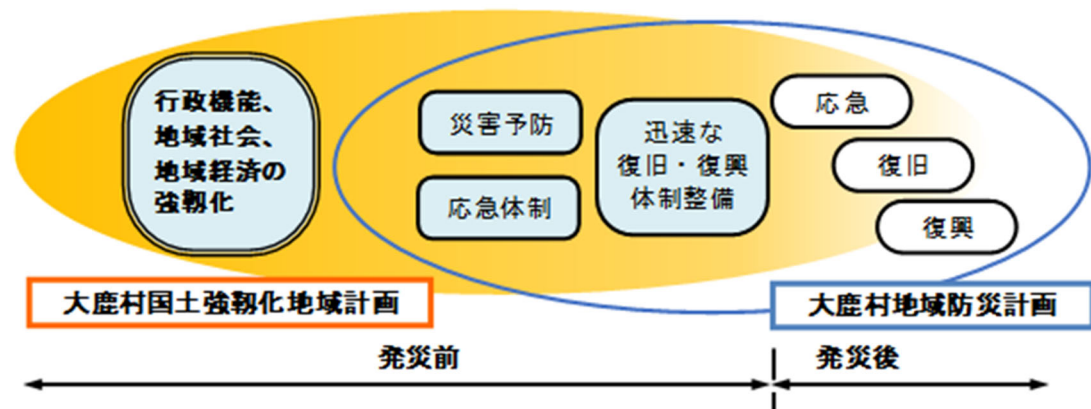
3 計画の位置づけ

（１）地域防災計画との関係

本村の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された大鹿村地域防災計画があり、地震、風水害、一般災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められています。一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではありません。発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥る

「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



ことを避けるべく、本村の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針です。

（２）国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画との関係

本計画は、上位計画である国計画と県計画とも密接な関係がある。基本法では、「国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（第 6 条）」、また「国土強靱化地域計画は、国計画との調和が保たれたものでなければならない（第 14 条）」と規定されています。

本村の強靱化を進めるにあたっては、国、県が示す基本目標や事前に備えるべき目標等を十分に踏まえ、連携を図りながら推進方針に示す取り組みを着実に実施することで、国土の強靱化に貢献することとします。



4 計画の基本的な考え方

（１）リスクの抽出

本村においては地震、台風・梅雨前線等による豪雨、竜巻・突風等の災害リスクが大きく想定されます。また、土砂災害は地震や水害とともに生じる（複合的に発生する）可能性はある。これらに共通する被害としては、建物等の倒壊、道路の閉塞・寸断や孤立地区の発生があります。

一方で人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの維持困難、社会資本の老朽化といった社会的リスクは、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性があります。このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から村域を強靱化する必要があります。

（２）目指すべき将来像

人口減少、少子高齢化や社会資本の老朽化等、社会的リスクへの対応を包含しながら、平時から大規模自然災害に対する備えを充実することにより、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避け、村民の生命や財産を守り、住民活動や経済活動を維持し、迅速な復旧・復興が可能となる強靱で回復力のある安全・安心な村を目指します。

また、村機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、村全体の強靱化を目指します。

（３）基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の４項目を基本目標として、強靱化を推進します。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

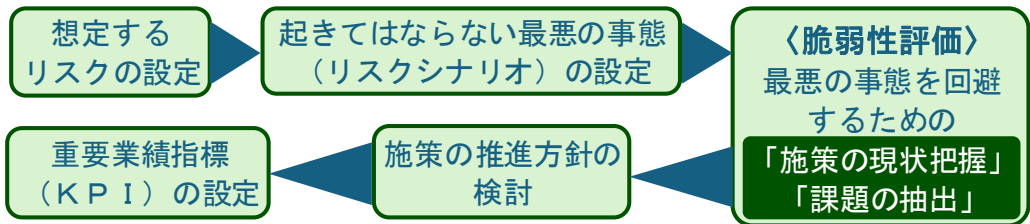
（４）事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対し、以下６項目の「事前に備えるべき目標」を設定します。

- （１）あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- （２）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- （３）必要不可欠な行政機能は確保する
- （４）経済活動を機能不全に陥らせない
- （５）情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- （６）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 脆弱性の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを指します。国と県の強靱化計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。本計画策定に際しても、国と県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討します。



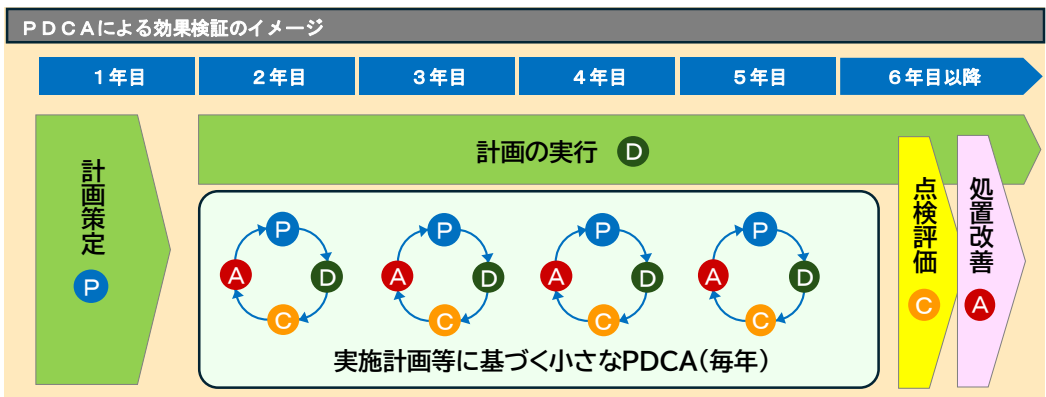
6 国土強靱化地域計画の推進と見直し

（１）推進体制

国、県、民間等とも連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

（２）計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本としたPDCAサイクルにより行います。具体的には５年後の計画更新時に本計画の検証を行う「大きなPDCA」と、各取組レベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組合せにより、進捗を管理する。取組の進捗状況は、毎年度フォローアップを行います。



大鹿村国土強靱化地域計画 概要版 令和８年３月

【お問い合わせ先】大鹿村総務課

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 354 番地

TEL:0265-39-2001（代表） FAX:0265-39-2269

E-mail: info@vill.ooshika.lg.jp

(別紙)「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の分野	施策の推進方針	担当課
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1－1）大規模地震等に伴う、住宅・建物等の複合的、大規模倒壊による多数の死傷者の発生	建物の耐震化	○住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。その際、防災上重要な施設を優先的に実施する、また、耐震化の効果を示すなど、効率的に実施する。 ○公共施設等総合管理計画に基づき、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、引き続き優先的に耐震対策を行う。 ○住宅の耐震化や家具の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、多様な媒体と機会を用い各種の補助事業の継続と周知に取り組む。	住民税務課
	1－2）地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	住宅・事業所の防火対策	○火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、防災訓練等様々な機会を通した防災意識の向上に努める。 ○非常時における自助・共助の体制構築に向け、自治会内での関係性強化を促進するとともに、適切な知識の普及に努める。	総務課
		初期消火の体制強化	○大規模火災を未然に防ぐためには、初期消火が重要であり、消防団が協力して、消火方法の啓発や訓練を行う。 ○各家庭の消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促す。	総務課
		危険な建物・構築物の管理	○老朽化した空き家等の建物・管理されていない構築物が倒壊や火災による被害を防ぐために、空き家や構築物を確認して所有者に、補助を利用したの改修や個人負担での取り壊しを呼び掛ける。	総務課
	1－3）突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	河川の改修等の推進	○関係機関との連携のもと、引き続き計画的な河川改修、維持管理に取り組むとともに、農地・水路等の維持管理に取り組む。要整備箇所は多数あるため、優先順位をつけて取り組む。 ○昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う流域治水に取り組む。	産業建設課
		防災施設の補修	○二次災害を防ぐために、老朽化が進む河川管理施設等の維持管理の強化を進める。 ○配水池改良など将来の事業について検討を進める。	産業建設課
		農業水利施設等の保全	○災害発生により、貯水池の損壊や決壊による二次災害を防ぐために、改修の必要な施設について適宜整備を行うとともに、利用されていないため池の廃止を推進する。	産業建設課
	1－4）大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	危険箇所（土砂）と避難方法の周知	○県が進めている土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえつつ、ハザードマップを活用し、危険箇所の周知に努める。また、地区防災マップを作成、活用した住民の危機意識の醸成を図る。 ○土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努める。	総務課
		土砂災害警戒区域等の対策の推進	○関係機関との連携のもと、引き続き災害の発生抑制に向けた河川や急傾斜地等の施設整備や危険箇所の周知等、計画的に土砂災害警戒区域等の対策に取り組む。	産業建設課
		森林の適正管理	○多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努める。 ○関係機関との連携のもと、森林における危険箇所の定期的な点検や必要に応じた対策を継続して行う。 ○森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることの周知を図るとともに、森林保全意識の醸成に努める。	産業建設課
	1－5）暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	災害発生時の道路啓開	○村内外の土木・建設事業者との「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結に取組み、村内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。 ○道路啓開において発生する災害廃棄物や土砂の仮置場の確保に向け、候補地の抽出を行う。 ○災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、村有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行う。 ○ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。	産業建設課

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の分野	施策の推進方針	担当課
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康。避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2－1）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	消防力の維持・強化	○消防団の機能維持と強化に向け、消防団の訓練等の実施、消防団員の確保に努める。 ○必要に応じて消防団の組織改編を行う。 ○消防車両や消防設備の更新を行い、消防力の維持・強化に努める。	総務課
		受援体制の強化	○災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、様々な救援・救助部隊の活動を円滑に受け入れるため、受援計画を作成する。 ○作成した受援計画に基づく訓練を実施する。	総務課
	2－2）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	医療機能の維持	○災害医療救護計画の作成、見直しを行うとともに、救護所の開設に関する周知について定め、訓練等の機会に広報を行う。	総務課
		薬剤の備蓄	○大規模災害時には、医療機関が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じたりすることにより、医療機能が麻痺する事態が想定されることから、救護所で必要となる薬剤の備蓄に努める。 ○特に本村では、災害時に医療体制の維持が困難であることから、応急救護の訓練を実施する。	保健福祉課
		地域での医療体制の確保	○道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の保管に努める。	保健福祉課
	2－3）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	健康支援活動の体制整備	○災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援に当たる。 ○保健師等の健康支援をする者の確保に努める。	保健福祉課
		心の健康への専門的な支援の推進	○被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。また、専門指導員の確保に努める。	保健福祉課
		被災者の状態に応じた避難所の運営	○地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルの作成や、マニュアルを使用した訓練の実施に取り組む。 ○避難所運営マニュアルの策定について検討を進める。	総務課
	2－4）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資、エネルギー供給の停止	関係団体との連携による備蓄	○被害想定に基づいた備蓄計画の策定を行うとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで、適切な備蓄の推進に継続して取り組む。 ○事業者との協定の締結に取組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に向けた体制整備に取り組む。	総務課
		災害に強い道路網の整備	○関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、道路法面の防災、道路や橋梁の耐震化及び長寿命化等を推進する。 ○大規模災害箇所の復旧工事については、優先順位をつけて、中長期的な対応を進める。 ○迂回道路（R152）の整備について検討を進める。	産業建設課
	2－5）想定を超える帰宅困難者の発生による混乱	公共交通（交通手段）の機能維持	○災害時においても公共交通が維持されるよう、業務継続計画（BCP）の毎年度の見直しを継続する。 ○業務継続計画を基にした訓練の実施について検討を進める。	総務課
	2－6）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	緊急時の輸送体制の確立	○緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理や新規整備場所の確保に取り組む。 ○緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、物資の配送計画の作成に取り組む。 ○孤立地区に対するドローンを利用した物資搬送の協定の締結を図る。	教育委員会
	2－7）大規模な自然災害と感染症との同時発生	感染症等の予防体制の整備	○避難所における感染症の流行を予防するため、マスクの着用や手指の消毒の奨励、防疫活動に努める。 ○感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等の蔓延防止措置についても検討しておく。 ○災害時にも対応可能な看護師等医療従事者の確保に努める。	保健福祉課

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の分野	施策の推進方針	担当課
3必要不可欠な行政機能は確保する	3－１） 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政機能の維持	○役場庁舎や母子健康センターなどの維持管理に取組む。 ○大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（ＢＣＰ）や初動対応マニュアルの作成に取組む。また、業務継続計画（ＢＣＰ）や初動対応マニュアルが適切に実行できるよう、参集等の訓練を通じて評価・検証を行っていく。 ○大規模災害時には、職員だけでの対応は困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担について検討していく。	総務課
		職員の資質向上	○新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質の向上に努める。	総務課
4経済活動を機能不全に陥らせない	4－１） 企業間における供給・製造・販売の停止	経済活動の維持	○災害時に、長期間にわたって企業活動が停滞する事態を避けるため、企業における業務継続計画（ＢＣＰ）の策定や、災害に対する事前の備えに向けた支援に引き続き取組む。	総務課
		再生可能エネルギー等の導入	○災害時の補助電源として活用できるように、施設維持に努め関係機関と調整する。 ○村内の企業が災害時に業務を継続できるよう、小水力発電機、その他の再生可能エネルギーによる発電機、エネルギー源を確保するよう促進する。	住民税務課
	4－２） 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	危険物の回収のための資機材の備蓄	○危険物施設からの危険物の拡散・流出を防止するため、吸着マットをはじめとした防災応急対策用資機材の備蓄に努める。 ○防災応急対策用資機材を利用した訓練の実施について検討を進める。	住民税務課
		危険物取扱の情報提供	○危険物施設からの危険物の拡散・流出を防止するため、関係者への危険物取扱の研修会や講習会、訓練を実施するよう努める。	住民税務課
	4－３） 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	農業生産の機能維持	○農業用施設の長寿命化・耐震化を促すとともに、被災農業者への支援事業、農業地域の保全、共同による農業用施設の維持・修繕、農地の流動化と利用調整等、総合的な農業支援策により、農業生産の機能維持に努める。 ○農業後継者の育成、離農者の減少を図る。	産業建設課
	4－４） 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	農業排水の機能維持	○農地・森林等の荒廃による二次災害を防ぐため、日常の維持管理や点検等を実施し、農業用排水の適正な機能維持を図る。 ○農地・森林等の荒廃による二次災害を防ぐため、引き続き森林整備事業の伐採整備を継続する。	産業建設課
	4－５） 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	災害を防ぐ森林の整備	○多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努める。 ○関係機関との連携のもと、森林における危険箇所の定期的な点検や必要に応じた対策を行う。 ○森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることを周知を図るとともに、森林保全意識の高揚に努める。	産業建設課
5情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク	5－１） テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	多様な情報伝達手段の確保	○災害情報等を、住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練・学習会の実施に努める。 ○防災行政無線の適切な保守管理により、住民への情報伝達手段を確保する。	総務課
		避難情報の適切な発令	○避難情報に関するガイドラインに基づき、必要に応じて、避難情報の発令基準及び伝達マニュアルの見直しを行う。また避難所マニュアルの整備を行う。	総務課
		住民の自主的な避難行動	○住民一人ひとりが、村から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練や防災学習会などの開催を通じて、いっそうの啓発・周知を図る。 ○災害種別に応じて適切な避難行動を行うことができるよう、世帯ごとの避難計画の作成支援と避難支援体制の整備に向け、防災チェックシートの配布などの実施に取組む。 ○災害時支えあえマップの作成を通じ、住民間の共助体制を整備する。	総務課
		避難行動要支援者への対応	○避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成、更新に取組む。 ○避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織や民生委員・児童委員、自治会、村の連携のもと、避難支援者の決定や個別計画の作成により避難支援体制の強化に努める。 ○独居高齢者の安否確認と非常時の緊急対応のためのシステムの設置及びサービスを実施する。	保健福祉課
		情報伝達体制の強化	○防災訓練において、あらゆる情報手段を用いた地区との情報伝達や、一般住民からの情報収集などの訓練を実施する。 ○特に孤立の可能性がある地区に対する情報収集手段および連絡手段の確保について検討する。	総務課
		災害時の交通安全	○被災時に起こりうる交通の安全性の低下についてあらかじめ想定し、防災訓練や講習会、村ホームページ等様々な手段を用いて住民への周知を図る。	産業建設課

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の分野	施策の推進方針	担当課
5 (続き)	5-2) 電力供給ネットワーク (発電電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止	エネルギー供給事業者との連携強化	○災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取組む。	総務課
	5-3) 石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	災害対応給油所の確保	○大規模災害が発生した際に、確実に応急活動が実施できるように、災害対応給油所のいっそうの確保に取組む。	総務課
	5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止	水道施設の耐震化	○管路更新計画に基づき重要給水施設に接続されている配水管の更新を実施する。 ○更新にかかる費用は非常に多額であるため、優先順位をつけての各年の対応について検討を進める。	産業建設課
		災害時給水体制の強化	○災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定の締結に取組む。 ○水道専門業者が村内に無いことから、村外業者との連携や協定の締結を検討する。	産業建設課
		污水处理体制の強化	○引き続き、災害発生時の污水处理訓練を実施し、円滑な污水处理体制の確立をめざす。	住民税務課
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	地籍調査の推進	○災害時等の迅速な復旧・復興等を行うため、継続して地籍の明確化を図る。	住民税務課
	6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	地域の防災活動の担い手の育成	○地区の防災活動の担い手となる自主防災組織、消防団の活動支援に取組むとともに、地区防災計画の策定支援に努める。 ○地区の防災活動のリーダー(地域防災リーダー)となる人材育成に向け、防災士の資格取得の支援に取組む。	総務課
	6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の適切な処理体制の構築	○速やかな災害廃棄物の処理に向け、災害廃棄物処理計画の策定の見直しを図る。 ○災害廃棄物の仮置場の候補地の選定に取組むとともに、公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。	住民税務課
	6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	被災者生活再建支援金の認知促進	○生活の安定と被災地の速やかな復興を支援可能な被災者生活再建支援金の認知を促進することで住宅の再建を援助する。 ○住民への被害者支援制度の周知を進める。	総務課
	6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の喪失・損失	自治会活動の活性化	○地区の自発的な活動の支援を行うとともに、集会施設の増改築や、地域課題を解決するため連絡調整を行う区長会への支援を実施する。 ○地区で防災活動に使用する施設のうち、木造建築物の耐震化について検討を進める。	総務課
	6-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	正確な情報発信による風評被害の防止	○関係機関と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止を図る。 ○実際に風評被害が発生している場合は、被害の軽減を図るため、プロモーション支援等の適切な対応を実施する。 ○情報配信設備の多重化活用について検討を進める。	産業建設課